

協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和元年7月）

被扶養者資格再確認にご協力願います

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況把握だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※今年度は、「マイナンバー収集業務」との同時実施を行いません。

令和元年度の予定

■ 確認の対象となる方

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方（協会管掌健康保険）

※ 例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います

■ 送付時期

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付

※ 提出期限は、令和元年11月20日（水）



提出期限までのご提出をお願いいたします。

■ 被扶養者資格再確認の流れ

協会けんぽ

令和元年9月下旬より
順次送付

①

②

返信用封筒にて協会けんぽへ送付（11月20日提出期限）

事業主様

解除となる被扶養者がいない場合

被扶養者
状況リスト
（正）

リストのみ提出

解除となる被扶養者がいる場合

被扶養者
状況リスト
（正）

被扶養者調
書兼異動届

保険証

解除となる方の異動届及び
保険証を添付

※リスト「副」は送付せず事業主様にて保管

■ 平成30年度の実績

○扶養解除者数：約7.1万人

○高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）：約17.3億円

マイナンバー利用による添付書類の省略について

平成30年10月から、マイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始となり、以下の申請について、**(非)課税証明書の添付が省略できます**。その代わりとして、「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」と本人確認書類が必要です。

1 情報連携の対象となる申請

- ①高額療養費
- ②高額介護合算療養費
- ③食事療養標準負担額の減額申請
- ④生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤基準収入額適用申請
- ⑥限度額適用・標準負担額減額認定申請

※「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」は、協会けんぽホームページからのダウンロードや、郵送でお送りすることができます。

2 申請手続きの方法

1. ①～⑥の申請書のマイナンバー欄に被保険者のマイナンバーを記入
2. 「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」の**表面**に記入と押印
3. 「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」の**裏面**に本人確認書類を貼り付け、申請用紙と一緒に提出

注意

- ①～④のうち、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。
- 課税されている方は、申請書にマイナンバーを記入する必要はございません。マイナンバーに関する書類も添付不要です。

お問い合わせ先:業務グループ ☎ 017-721-2714

健康宣言通信

このコーナーでは「健康宣言」登録事業所の健康づくりを紹介します！ぜひ参考にしてみましょう！



【今月の事業所様】 協同組合青森総合卸センター ◆事業所所在地：青森市 ◆従業員数：12名

◆事業内容：協同組合事業（共同物流、共同施設管理、景観、環境事業等）

<取り組みの様子>



◆「健康経営」の取り組み内容

健康宣言では、毎朝元気にラジオ体操、館内禁煙の徹底、毎月一回の体組成計の3つを宣言しました。これに加えて、35歳以上は生活習慣病予防健診を必ず受診、インフルエンザ予防接種費用の補助、ノー残業デーの実施、独自に発行している「問屋町健やかLetter」による健康教養アップなどに取り組んでいます。その結果、経済産業省、青森県、青森市から健康経営の認定をいただきました。

◆取り組みをした感想

健康づくりを意識して運動を始めたり、できるだけ歩くようになったり、早めの病院受診を心掛けるなど、みんなの意識が変化してきたように感じます。これからも青森市南部の健康づくりの拠点として積極的に活動していきます！